

山口県報

令和4年
3月22日
(火曜日)

目 次

○規則

山口県情報公開審査会規則の一部を改正する規則(学事文書課)……………一
 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………一
 山口県埋蔵文化財センター規則(文化振興課)……………二
 山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則(農業振興課)……………二



山口県情報公開審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七号

山口県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

山口県情報公開審査会規則(平成九年山口県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(部会)

第五条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

7 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

8 前条(第三項を除く。)の規定は、部会の会議に準用する。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第八号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の六(見出しを含む。)中「別表第十八号の十三レ」を「別表第十八号の十四レ」に改める。

第五条の七(見出しを含む。)中「別表第十八号の十四チ」を「別表第十八号の十五チ」に改める。

第五条の八(見出しを含む。)中「別表第十八号の十八ホ」を「別表第十八号の十九ホ」に改める。

第十条(見出しを含む。)中「別表第三十三号の二ノ、第三十三号の三ケ、第三十三号の四ノ」を「別表第三十三号の三ノ、第三十三号の四ケ、第三十三号の五ノ、第三十三号の六ノ」に改める。

第十一条第二項第二十四号中「覚せい、剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚醒剤及び」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同条第五項中第十八号を削り、第十七号を第十九号とし、第九号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づく同法第二条第一項に規定する文化財の保護に関する事務

十 山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）に基づく同条例第二条第一号に規定する文化財の保護に関する事務

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十一条第二項第二十四号の改正規定は、公布の日から施行する。

山口県埋蔵文化財センター規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第九号

山口県埋蔵文化財センター規則

（趣旨）

第一条 この規則は、山口県埋蔵文化財センター条例（昭和五十五年山口県条例第十五号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理について必要な事項を定めるものとする。

（応募の時期及び方法等についての公告）

第二条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

二 指定しようとする期間

三 応募者に必要な資格に関する事項

四 応募の方法及び期間

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（応募の手続）

第三条 条例第十条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名

二 埋蔵文化財センターの管理に係る事業計画

2 条例第十条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 埋蔵文化財センターの管理に係る収支予算書

四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度（次号において「直前二事業年度」という。）の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（指定の公示）

第四条 条例第十条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定の期間

（遵守事項）

第五条 埋蔵文化財センターの文化財資料を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守し、埋蔵文化財センターの設置の目的に沿って、これを使用しなければならない。

一 埋蔵文化財センターの施設若しくは設備若しくは文化財資料を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が埋蔵文化財センターの管理のため必要があると認めて定めた事項

（その他）

第六条 この規則に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十号

山口県立農業大学校規則の一部を改正する規則

山口県立農業大学校規則(昭和五十九年山口県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「別記第一号様式」を「別記様式」に改める。

第九条中「(別記第二号様式)」を削る。

第十一条第一項中「(別記第三号様式)」を削る。

第十二条第一項中「(別記第四号様式)」を削る。

第十三条中「(別記第五号様式)」を削る。

第十四条中「(別記第四号様式)」を削る。

第十七条中「(別記第六号様式)」を削る。

別表第一園芸学科の項の前に次のように加える。

土 地 利 用 学 科		10人	20人
-------------	--	-----	-----

別表第一園芸学科の項中「25人」を「20人」に、「50人」を「40人」に改め、同表畜産学科の項中「15人」を「10人」に、「30人」を「20人」に改める。

別表第二の1の表中「マーケティング概論」を「5」に改める。

「地域課題探究」20」を削る。

「情報処理演習 国際交流・地域交流概論」	20		
	15		

「情報処理・情報活用」30」を削る。

「農業経営(基礎) 農業経営(応用)」	15		
	15		

「農業経営」30」を削る。「100」を「80」に改める。

「農畜産物利用演習」を「農畜産物利用演習」に改める。

「作物栽培概論」	30		
「園芸概論」	20		
「畜産概論」	15		
「A P 概論」	15		
「G A P 概論」	15		
「農業基礎演習」			45
「作物栽培基礎演習」			40
「農作物栽培基礎演習」			15
「G A P 技術探究」			15
「農業新技術探究」			20

「土壌肥料概論」	15		
「農業気象演習」	15		
「選択」	20		
「6次産業化演習」			20
「販売実践演習」			40
「会社経営論」			35

「370」を「435」に、「490」を「555」に改め、別表第二の2の(2)の表中

「家畜解剖・疫病」15」を「家畜解剖・疫病」20」に改める。

「畜産飼養管理」	215		
「飼料作物・草地管理」	75		

「畜産飼養管理演習」135」を削る。「720」を「750」に、「505」を「55」に改める。

「410」を「1,650」を「1,680」に改め、同表を別表第二の2の(3)の表とし、別表第二の2の(1)の表中「植物育種」を「植物生理・育種」に改める。

「植物生理」15」を削る。

「流通販売演習」80」を削る。「720」を「750」に、「505」

を「410」に、「1,650」を「1,680」に改め、同表を別表第二の2の(2)の表とし、同表の値を次の1表を加える。

(1) 土地利用学科

授 業 科 目	授 業 時 数	
	講義・実習	実 習
「病虫防除概論」	15	
「植物生理・育種論」	30	
「スマート農業機械論」	30	
「栽培各論」	60	
「G A P 演習」	15	
「G A P 演習」	20	
「専攻栽培演習」	200	
「先進法実習」	40	
「生産プロジェクト実習」		750
「経営プロジェクト実習」		750

農 家 体 験 研 修 先 進 農 家 等 派 遣 研 修	30
計	410
	1,680

別記第二号様式から別記第六号様式までを削る。
別記第一号様式中「の 学科」を削り、

志望する専攻	第1志望	専攻
	第2志望	専攻
	第3志望	専攻

志望する 学科・コース	第1志望	学科	コース
	第2志望	学科	コース
	第3志望	学科	コース
	第4志望	学科	コース

改め、同様式の注2中「3月」を「6月」及び「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項、第九条、第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條、第十四條及び第十七條の改正規定、別記第二号様式から別記第六号様式までを削る改正規定、別記第一号様式の改正規定並びに同様式を別記様式とする改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間における改正後の山口県立農業大学校規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定の適用については、同表園芸学科の項中「中〇人」とあるのは「45人」と、同表畜産学科の項中「20人」とあるのは「25人」とする。

3 改正後の規則別表第二の規定は、施行日以後に入学する学生について適用し、施行日前に入学して現に在学中の学生については、なお従前の例による。